



宮 崎 県 公 報

平成27年10月5日(月曜日) 第 2731 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示		頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課)	1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (“)	1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課)	2	
○保安林の指定予定の通知 (11件) …………… (自然環境課)	2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課)	4	

○道路の供用の開始…………… (道路保全課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課)	5
公 告	
○准看護師試験の実施…………… (医療業務課)	5
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課)	5
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課)	5
○落札者等の公告……………	6
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	6

告 示

宮崎県告示第 586号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

マッサージ 高鍋拠点)		
大塚 龍一 (フレアス在宅マッサージ 高鍋拠点)	宮崎市花山手東 3 丁目 6-5	平成27年9月1日
蔵屋 翔太郎 (フレアス在宅マッサージ 高鍋拠点)	宮崎市大字瓜生野2115-6	平成27年9月1日
岩元 暢人 (フレアス在宅マッサージ 高鍋拠点)	都城市都北町5507 M スクエア A-101	平成27年9月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
中保 達矢 (NTT整骨院)	北諸県郡三股町神田55-16	平成27年6月1日
松元 祥也 (てるはの杜整骨院)	東諸県郡綾町大字北保 428-1	平成27年4月27日
興梶 貴士 (さくら整骨院)	延岡市恒富町4丁目2-13	平成27年6月10日
久保 裕哉 (たいよう整骨院)	日向市財光寺 283番地 79	平成26年9月1日
溝部 健太 (たいよう整骨院 日向院)	日向市大字財光寺3247番地	平成26年9月1日
松本 梨沙 (まごころ鍼灸整骨院)	都城市都北町3530-3	平成27年5月1日
澤登 拓 (フレアス在宅マッサージ 高鍋拠点)	児湯郡高鍋町大字上江 2029-1 カーサM3 202号	平成27年9月1日
岐部 葉子 (フレアス在宅マ	宮崎市大字本郷南方 2911-1	平成27年9月1日

宮崎県告示第 587号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
瀬ノ口 勉 (延岡整骨院)	延岡市北一ヶ岡 2 丁目 2-3

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市古城町 5 丁目 220	延岡市北一ヶ岡 2 丁目 2-3	平成27年5月1日

宮崎県告示第 588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050388	すいーぶ	児湯郡川南町大字川南 13909- 3	株式会社 o r b	児湯郡川南町大字川南 13909- 3	平成27年 9 月 1 日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 589号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字荒木谷2813

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字荒木谷2813（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 590号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字近道 799- 8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字近道 799- 8（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 591号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字流谷3293- 1、字平戸山3302- 2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字流谷3293- 1・字平戸山3302- 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 592号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎5268-1、5269、字松崎5293-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字平崎5268-1・5269・字松崎5293-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 593号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑道5336、字焼野5377-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字畑道5336・字焼野5377-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 594号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷中渡川字黒尾谷 711-12、732、739

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 595号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字縄瀬 641-2、641-3、658-1、字合崎 678-1、678-43
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 596号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字出羽 2077-1、2077-3、2077-4、2077-7、2082-7、2085-5、2086、2087-1、2087-3、2087-4、2088-1、2089-1、2090、2091-3、2091-4、2093-6、2107-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 597号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平4682-イ-1、4682-イ-2、4682-ハ-1、4682-ハ-2、4682-ロ-1、4682-ロ-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 598号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三宅字笹々礼9116-1、9116-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字笹々礼9116-1・9116-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに

西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 599号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三宅字松田平ノ下7240-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 600号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年10月 5 日から平成27年10月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 4 48号	串間市大字市木字磯平8994番から同市同大字同字8998番3地先まで	旧	11.9～13.9	38.7
				新	11.9～20.3	

宮崎県告示第 601号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月 5 日から平成27年10月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字磯平 8994番から 同市同大字 同字8998番 3地先まで	平成27年10月5日

宮崎県告示第 602号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 山ノ城-2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を市道大塚山ノ城線官民地境界に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市古城町山ノ城5696-1
2	〃 〃 〃 5696-1
3	〃 〃 〃 5695-1
4	〃 〃 〃 5695-ロ
5	〃 〃 〃 5695-ロ
6	〃 〃 〃 5704
7	〃 〃 〃 5704

8	〃	〃	〃	5707-2
9	〃	〃	〃	5707-3
10	〃	〃	〃	5708-1

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成27年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

平成28年2月19日（金曜日）

午後1時30分から4時まで

2 試験の場所

宮崎市古城町丸尾 100番地

学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学

3 受験願書の受付期間

平成28年1月4日（月曜日）から1月12日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。郵送の場合は、1月12日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 その他

詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市健康福祉部健康増進課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療薬務課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-24)第1277号	(株)片地工務店	片地 昭次	宮崎県宮崎市江平東町6-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業	平成27年8月24日付けで廃業した旨の届け	平成27年8月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第6895号	(株)山崎	山崎 育江	宮崎県小林市堤3235-1	一般	大工工事業、電気工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成27年8月7日〃	平成27年8月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5365号	共同興業(株)	倉岡 孝光	宮崎県日南市大字星倉2318-6	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成27年8月17日〃	平成27年8月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第12541号	カシマ	甲斐 希貴	宮崎県日向市大字日知屋古田町33	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成27年8月20日〃	平成27年8月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第13092号	川野重機	川野 利男	宮崎県小林市南西方4407	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成27年8月18日〃	平成27年8月18日 (全廃業)

都計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
西都市
- 2 都市計画の種類及び名称
西都都市計画道路
8・7・3号 逢初川歩行者専用道路
- 3 縦覧場所
宮崎県土整備部都市計画課
宮崎県西都土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
税務電算トータルシステム機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部税務課税務電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
41,974,200円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成27年7月30日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月5日

宮崎県公安委員会委員長 山崎殖章

宮崎県公安委員会規則第8号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第23号の2を次のように改める。

様式第23号の2（第33条関係）

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

宮崎県公安委員会

道路交通法第 102条第 4 項に規定する臨時の適性検査（指定する医師の診断）を下記のとおり通知します。

なお、同条第 7 項の規定により、道路交通法施行規則第29条の 3 第 4 項に規定する要件を満たす医師の診断書（要件を満たす主治医の診断書）の提出によることができます。

記

1 適性検査を行う理由

道路交通法第 103条第 1 項第 号 に該当する疑いがあるため

2 適性検査を行う期日（又は診断書の提出の期日）

年 月 日 午前・午後 時 分から

3 適性検査を行う場所（又は診断書の提出による場合の受診場所、予定期日等）

4 その他必要な事項

主治医の受診ができなかった等、予定が変更になった場合は、運転免許課聴聞係（電話0985-27-0100）に連絡し指示を受けること。

5 備考

この通知を受け期日までに、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合（又は医師の診断書の提出がない場合）は、運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は停止」の処分を受けることとなります。

なお、要件を満たす主治医の診断書の提出があっても、これによる判断ができない時は改めて適性検査を行う場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。